

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

〒108-0074

東京都港区高輪3-26-33 秀和品川ビル7F

セントラルメルコ株式会社 内

エコネットコンソーシアム

理事長 佐藤芳明

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

平成16年8月24日

電波有効利用政策研究会 最終報告書(案)に関する意見について

エコーネットコンソーシアム

今回の最終報告書(案)は、免許不要局の扱いについて、従来電波利用料徴収の対象外であった免許不要局から新たに徴収することの是非を、賛成反対両論併記で公表し、これに対する意見を求めております。

当コンソーシアムは、電波は有限希少な国民共有の資源であり、貴重な電波資源を極力有効に利用すべきことを十分に認識しているところですが、免許不要局であるホームネットワークは、今後、わが国が目指しているユビキタスネットワーク社会の重要な担い手であり、例え一部の分野でも電波利用料を徴収することは、産業の発展・普及の阻害要因になると危惧しており、以下の通り意見を提出します。

1. 帯域非占有型免許不要局から電波利用料を徴収しない方針を貫いていただきたい。
7月30日開催の電波政策課主催説明会で、帯域非占有型(ex. 微弱無線局、ISM帯域、すき間利用型)免許不要局は、電波利用料を現行通り非徴収とする旨、説明されております。
2. 免許不要局から電波利用料を徴収することは、以下の理由で適当ではない。
 - (1) ホームネットワークの免許不要局は、低出力で、各家庭のような閉じた、限られた範囲で使用され、伝搬範囲も小さく、電波の適正利用に大きな混乱を生じさせる恐れがない。
 - (2) 今後益々、発展が期待されるホームネットワークから徴収すると、その産業の発展・普及を阻害する。
 - (3) 環境への適合に資するホームネットワークの免許不要局から徴収すべきではない。ホームネットワークはエネルギー効率利用の実現手段として有力視されており、政府による平成14年3月の「地球温暖化対策推進大綱」でも、温暖化対策への取組が環境と経済の両立に資するような仕組みの整備・構築を図ると明記されている。
 - (4) ホームヘルスケアに資するホームネットワークの免許不要局から徴収すべきではない。我が国の人口構造の極めて急速な高齢化の状況の中、ホームネットワークの利用によるホームヘルスケアの効率的な実現が望まれており、政府による平成13年12月の「高齢社会対策大綱」でも、医療・福祉、情報通信等に係る先端的な科学技術の成果が、高齢者にも広く行き渡るよう、研究開発及び活用の両面での条件整備を図ると明記されている。
 - (5) 特定事業者が利用する場合とは異なり、ホームネットワークの免許不要局は、利用料徴収が難しい不特定ユーザが利用する為、電波有効利用へのインセンティブが働くと考えられない。

以上